

学校給食における異物混入対応マニュアル

米子市教育委員会事務局学校給食課

令和4年9月改訂

このマニュアルは、学校給食において異物混入の事案が発生した場合の連絡及び対応等についての基本的な事項を定めたものである。

1 異物の定義及び分類

(1) 異物の定義

異物とは、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や扱い方に伴って、食品中に侵入又は混入したあらゆる有形外来物をいう。ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

(2) 異物の分類

本マニュアルでは、異物を下表のとおり分類する。

異物	区分		具体的な物質
危険異物	I	喫食した場合、人的健康被害の恐れが極めて高いもの	金属類（針金、ネジ、スライサーの刃）、ガラス片、鋭利なプラスチック片 など
	II	喫食した場合、人的健康被害の恐れが高いと思われるもの	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等）、製造過程上の不適切な取扱いにより生成したもの（変色、異臭等）、不適切な調理によるもの（食品の加熱不足）など
非危険異物	III	それ自体は不快であり衛生的ではないが、喫食した場合、人的健康被害の恐れがない、又は人的健康被害の恐れが低いもの	毛髪、ビニール片、プラスチック片（鋭利でないもの）、繊維片、紙片、植物片、羽虫・幼虫等衛生害虫以外の虫 など
原材料由来物	IV	食材に由来するものであるが、喫食した場合、人的健康被害の恐れが高いと思われるもの	食肉の鋭利な骨 など

※ 原則として、原料に由来する物質（パンの焦げ、魚の骨など）や食品の変色部分などは「異物」に含まない。ただし、形状や大きさや量によっては、異物と同様に扱う。

2 発生時の対応

(1) 各調理場の対応

各調理場に異物混入の連絡が入ったときは、衛生管理責任者が対応し、速やかに学校給食課へ連絡する。衛生管理責任者が不在の時は、連絡を受けた者が代理をする。

(2) 学校給食課の対応

- ① 異物混入状況（学校名・発生時刻・異物の内容・発生時の様子・健康被害の有無・給食の摂取状況 等）の把握
- ② 学校での対応の把握。場合によっては喫食可能かどうか指示
- ③ 調理委託業者又は学校給食会（納入業者）へ連絡（原因究明に向けて対応）
- ④ 報告・記録対応（異物混入における連絡体制図（別紙1）参照）
 - ・迅速な報告
 - ・学校との連携
 - ・異物混入報告書（様式1）の作成（発生時から時系列でまとめる）
- ⑤ 再発防止策の追求

- 【参照】 別紙 1 異物混入における連絡体制図
別紙 2 異物混入対応役割分担表
別紙 3 異物混入等対応表

3 報告

(1) 報告方法

A 学校 → 各調理場 → 学校給食課 → 事務局長 → 教育長

異物・区分	該当	報告方法
危険異物 II	異物の喫食により、人的健康被害が発生しなかった場合	①異物の除去により給食全体への影響が生じなかった場合 異物混入報告書（様式1）により遅滞なく事後報告
非危険異物 III		②クラス（学校）で喫食を中止した場合 すみやかに教育長及び事務局長へ口頭で経過報告後、異物混入報告書（様式1）により遅滞なく事後報告
原材料由来物 IV		

B 学校 → 各調理場 → 学校給食課 → 事務局長 → 教育長 → 市長

異物・区分	該当	報告方法
危険異物 I	異物の混入が発生した場合(異物の喫食による人的健康被害の発生の有無は問わない)	①異物混入発生後、直ちに教育長及び事務局長に口頭で経過を報告し、今後の対応を協議 ②教育長及び事務局長協議により公表することになった場合は、公表前に市長に経過報告 ③異物混入報告書(様式1)により事後報告
危険異物 II	異物の喫食により、人的健康被害が発生した場合	
非危険異物 III		
原材料由来物 IV		

(2) 異物混入報告書(様式1)による報告内容

- ・学校名 ・発生時刻 ・異物の内容(写真添付等) ・発生時の様子
- ・健康被害の有無 ・喫食状況 ・保護者、関係機関への対応状況 など

4 保護者への対応

人的健康被害の発生、人的健康被害の恐れが極めて高い異物(危険異物Iに該当)の混入、給食中止の対応を取った場合などは、保護者へ通知する。

保護者への通知については、学校給食課で文書を作成し、学校を通じて配布する。

5 公表基準

(1) 公表についての考え方

異物の喫食により、人的健康被害が発生した場合、又は人的健康被害の恐れが極めて高い異物(危険異物I)の混入で、明らかに業者等に瑕疵が認められる場合は、公表する。

ただし、業者等の瑕疵の有無が直ちに明らかにならない場合は、「原因等調査中」として公表する。

(2) 公表のタイミング

発見後、速やかに混入の経緯等を調査し、経緯や原因がほぼ確定した時点で公表する。

ただし、原因究明に時間を要する場合は、「原因等調査中」として公表する。

(3) 公表の方法

様式2による。また、公表する場合は、市議会議員及び教育委員への情報提供も行う。

公表に当たってはプライバシーに配慮する。

【参考資料】

「学校給食における異物混入等の公表について（依頼）」（平成20年8月26日付け第200800083772号鳥取県教育委員会教育長通知）別紙「学校給食における異物混入等の公表基準について」

6 関係機関への報告

令和3年2月12日付け第202000291101号鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課長から通知のあった「学校給食における異物混入事案の多発に伴う関係機関との情報共有及び衛生管理の徹底について（通知）」の別添「学校給食における異物混入の報告基準指針」に準じて関係機関へ報告する。

(1) 報告についての考え方

以下のいずれの場合に該当するのかを個別に判断のうえ報告する。

- ① 健康被害が発生し、又は発生する恐れがある場合
判明の都度、遅滞なく報告する。
- ② 人の健康を損なう恐れがない場合
原則として報告はしない。ただし、原因が疑われる施設で、1ヶ月間に2回以上異物混入が発生した場合、又は米子保健所等の指導による改善が認められない場合は報告する。

(2) 報告先

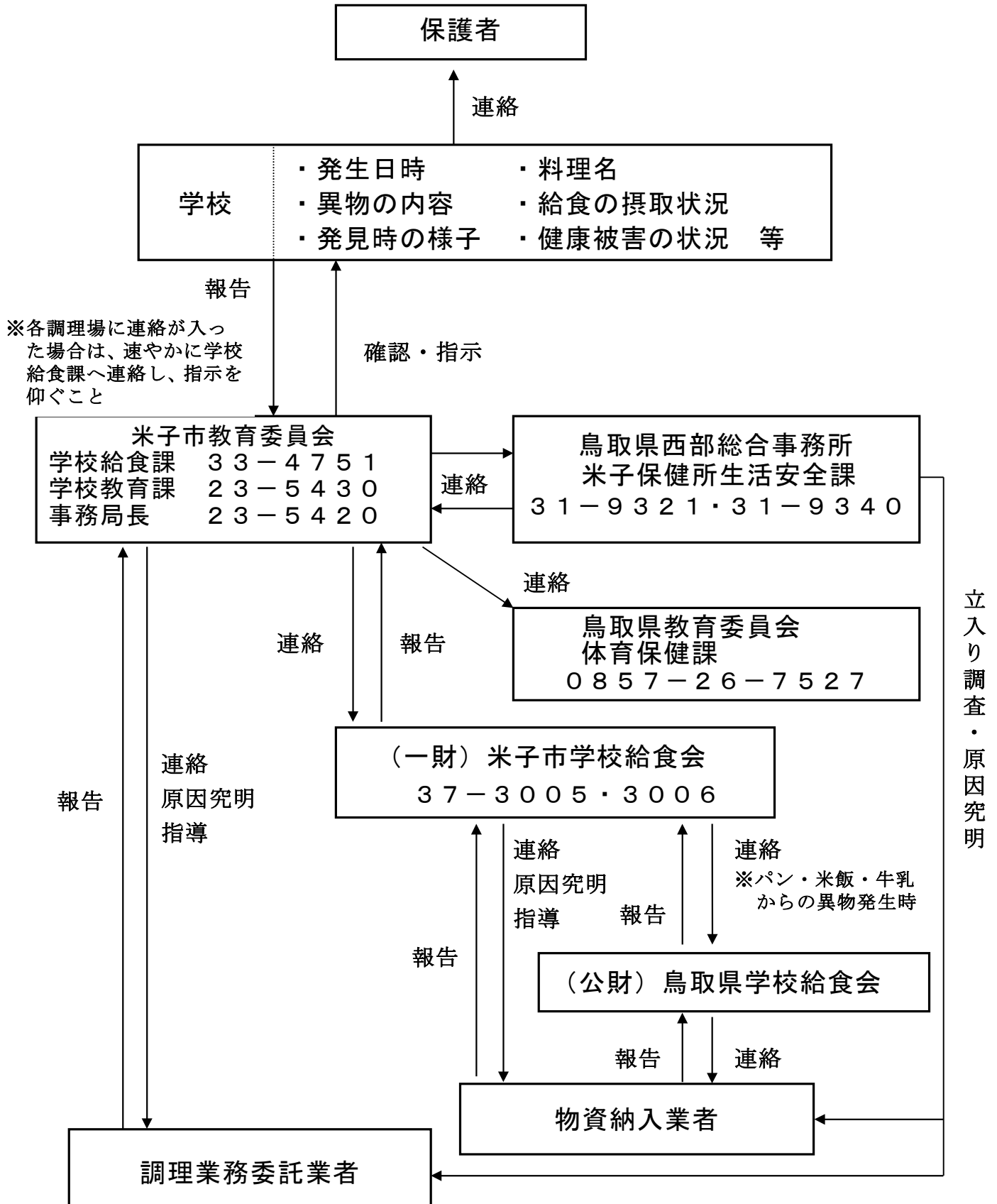
- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 西部総合事務所米子保健所生活安全課 | 0859-31-9321 |
| ② 鳥取県教育委員会事務局体育保健課 | 0857-26-7527 |

(3) 報告の方法

口頭又は文書のいずれかの方法

異物混入における連絡体制図

米子市教育委員会事務局学校給食課



異物混入対応役割分担表

担当職員	対 応 内 容
課 長	全体指示・マスコミ対応
担当課長補佐 衛生管理責任者	現場での状況確認
待機職員	各部署（生活安全課等）への連絡
	文書作成（学校・保護者用、報道機関用）
	発生時から時系列にまとめる
	原因・再発防止策の追究

- ※1 異物混入における連絡体制図に従い、もれのないようにすること。
- ※2 課長・担当課長補佐不在時は、速やかに連絡し、指示を仰ぐこと。
また、課内・学校給食会職員で共通理解を図ること。
- ※3 衛生管理責任者が不在の時は、連絡を受けた者が代理をすること。
- ※4 待機職員の対応は、その都度分担を確認し、もれのないようにすること。

異物混入対応表

異物区分	具体的な物質	異物除去後の喫食の可否	保護者対応など	公表
危険異物 I	金属類（針金、ネジ、スライサーの刃）、ガラス片、鋭利なプラスチック片	否	異物を発見、喫食した児童生徒及び保護者への状況説明とお詫びは校長と学校給食課長が協力して実施 全家庭への説明とお詫び文書	公表
危険異物 II	衛生害虫（ゴキブリ、ハエ、ネズミ等）	異物の周辺部分 否	喫食を中止した児童生徒の保護者への説明とお詫び文書	—
	腐敗・異臭	否	喫食を中止した児童生徒の保護者への説明とお詫び文書	—
	加熱不足	異物の周辺部分 否	喫食を中止した児童生徒の保護者への説明とお詫び文書	—
非危険異物 III	ビニール片、プラスチック片（鋭利でないもの）、紙片、木片、ゴム等	可	異物を発見、喫食した児童生徒及び保護者へのフォローが必要な場合は学校が実施	—
	毛髪等	可	異物を発見、喫食した児童生徒及び保護者へのフォローが必要な場合は学校が実施	—
	羽虫・幼虫等衛生害虫以外の虫（コバエ、幼虫等）	可	異物を発見、喫食した児童生徒及び保護者へのフォローが必要な場合は学校が実施	—
原材料由来物 IV	食肉の鋭利な骨	可	異物を発見、喫食した児童生徒及び保護者へのフォローが必要な場合は学校が実施	—

※ 上記の表は基本的な考え方を示すもので、事案に応じて、関係機関と協議するなど、臨機応変に決定

※ 健康被害が発生した場合は公表

※ 公表する場合は、市議会議員及び教育委員へも報告

様式 1

異物混入報告書

教育長	事務局長	課長	担当課長補佐	合 議	起案者
学校給食会			栄養教諭・学校栄養職員		

学校給食の異物混入について、次のとおり経過を報告します。

学 校 名			
発 生 日 時	令和 年 月 日 () :		
学校からの連絡者		報告受け者	
混入異物 (料理名)	()	発見者	児童生徒・教職員・配膳員
混入異物の大きさ・形態 など (写真添付)			
発 見 場 所	1. 配膳室 2. 教室 (年 組) 3. ランチルーム 4. 職員室 5. その他 ()		
混入状況・発生時の様子			
異物の発見時点 (摂取の有無等)	1. 配膳中 2. 口に入れる前 3. 口に入れた後 4. その他 ()		
調理場名 (業者名)	()		
対応・措置 (学校への対応、調理業者、学校給食会への指示 など)			
公表の有無	有・無 (理由:)		

保存期間	永・10・5・③・1
起 案	令和 年 月 日
決 裁	令和 年 月 日



米子市 資料提供	
令和 年 月 日	
担当課 (担当者)	学校給食課 〇〇 〇〇
電話 33-4751	

報道機関各位

学校給食における異物混入について

学校給食における異物混入について、下記のとおり報告いたします。

平素から調理時の異物点検には細心の注意を払っておりますが、安全で安心であるべき学校給食において、この度のような事案が発生したことは極めて遺憾であり、児童生徒及び保護者の皆様に心からお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが起きないように、更なる検査体制の徹底や職員の意識向上など異物混入の防止により一層努めてまいります。

記

学 校 名		
発 生 日 時	令和 年 月 日	時 分
発 見 場 所		
発 見 時 点		
発 見 者		
調理場名（業者名）		
異常のあった献立・ 食品	献立・食品名	
	状 況	

健康被害の有無	無・有 ()
対応・措置	

問い合わせ先

米子市教育委員会事務局学校給食課

担当者氏名 ○○ ○○

電話番号 (0859) 33-4751

参考写真



(注) この様式はひな型であり、実際の異物混入の事案に応じて、内容を適宜変更して使用するものとする。